商品概要説明書

子育て応援定期積金＜定額式＞

（２０２５年３月１日現在）

商 品 名	・子育て応援定期積金＜定額式＞
ご利用いただける方	・１８歳以下の子がおられる世帯の個人
期　間	・３年以上10年以下
払込方法 （１）払込方法 （２）払込金額 （３）払込単位	 ・契約期間内で口座振替により掛金を分割して払込いただきます。 ・掛込周期は１か月、２か月、３か月、６か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大６回まで増額月を設定できます。 　なお、2021 年 10 月１日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。 ・１回あたり1,000円以上 ・１円単位
ご契約限度 （１）ご契約下限額 （２）ご契約限度額	 ・１契約３６万円以上 ・１世帯あたりご契約額５００万円まで
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込が完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 （１）適用利回り （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・契約時の店頭表示金利に0.15%（税引前）を上乗せし、約定利率として満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を１円として契約期間における掛金残高積数に約定利率を乗じて計算をします。 ・個人のお客さまは20.315％(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります ・基準金利は店頭の金利表示テレビをご覧いただくか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	―
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れすることができます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利率に年0.75％を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による振込ができます。
中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （１）初回掛込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （２）初回掛込日から解約日までの期間が１年以上の場合 契約時の基準利率×60％ （ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。）
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供で

	きること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」といいます。）につきましては、当ＪＡ本支店または金融共済部(電話：0763-62-2123)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 　また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または､契約時の約定利率（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利率に準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡなんと